

四、国会での展開

ついに、山が動いた。過去の経験から「どうせ、政治家なんて自分から積極的に動いてはくれない」、と考えていたのは、私の思い込みにすぎなかったことが判った。

ここから、田中代議士の八面六臂の活躍が始まる。

田中甲衆議院議員は、私の住んでいる浦安と市川の一部を地盤として選出された[民主党]所属の未だ30代の若い行動派の代議士で、この前年にフランスが南太平洋のムルロワ環礁で原爆実験を行った時も、反対運動に出掛け、フランスの官憲に身柄を拘束された国会議員の一人である。

そして[風適法]に関係のある[地方行政委員会][文教委員会]の委員の一人でもあった。

26日、田中代議士は警察庁に出かけ、担当官に「私を絶対に逮捕しないように…」と先ず念を押して、国会での活動をスタートさせてくれたのである。

12月5日、衆議院[地方行政委員会]に於いて委員会の理事でもあった代議士は、自分の持ち時間を割いて[ダンススクールの風適法からの除外]の質問をされた。

以下はその質疑を、委員会議事録から抜粋したものである。

地方行政委員会議事録

平成8年12月5日

○田中(甲)委員 現行の風適法の中で、改正をしなければならぬと思われる点があります。ここで指摘をさせていただきますので、さらにご検討をいただき、前向きに対処戴きたいと思っています。(中略)

ダンススクールに対して風適法の適用を除外するという事を考えて下さい。

新風適法が昭和59年にできてからもうかなり時間がたっているわけでありまして、当時の改正のときにはビリヤード場が風適法から除外されたという、そんな時でありました。

ダンススクールとダンスホールの違いということをしかりと判断してもらって、時代に即応した法改正を行ってほしいと思います。

なぜ時代に即応したということをお願いすると、オリンピックのIOC事務局長のフランソワ・カラーさんが、「ボールルームダンスは夏のオリンピックに近々採用するのだ」「競技として、正統なスポーツとして認めたい」ということを既に発言しています。

アイスダンスやシンクロナイズド・スイミングのようなスポーツのイベントに匹敵すると評価をし、オリンピックの正式種目に近々なる、そういう世界の流れがあり、また、先進

国の中では日本だけが風適法という網の中でダンススクールを警察が管轄しているの
であります。

この法の改正を、警察庁の方から積極的に行ってもらいたいということを私は要望さ
せて戴きたいと思うのですが、現段階でのご所見というものを聞かせてください。

○ 泉政府委員(警察庁生活安全局局長) 只今ご指摘がありましたボールルームダン
スを初めダンスが、競技として、あるいは社交の場として非常に健全なもの、健全な性
格を持っているという点の認識は同一だと考えております。

しかしながら、営業として、客にダンスをさせる営業というのは、その性質上、営業の
行われ方いかんによっては、他の風俗営業と同様、善良の風俗と清浄な風俗環境を
害し、または少年の健全育成に障害を及ぼす恐れも有している、そういう点もまた事実
であります。

風適法におきましては、そういう観点から、ダンスホールにつきまして一定の規制を
かけております。

ただ、ご質問にありましたいわゆるダンススクール、法的にはダンス教授所と言っ
ておりますが、これらにつきましては、ダンス営業そのものに一般的な規制をかけている
中で、特に少年の健全育成あるいは善良の風俗に与える影響がより少ないということ
で、一般のダンスホールよりも規制を緩めております。

これは、今お話しのような、一定の要件を満たし非常に健全に行なわれております
ダンス教授所につきましては、それを見極めた上で、例えば18歳未満の少年の立ち
入りの禁止を、夜を除きまして解除したり、また構造、設備につきましても緩やかな構
造、設備にしたり、あるいは立地規制についても緩めておるところでございます。

そのような形でダンス教授所については、風適法による規制をかけながらも、出来る
限りその規制を緩和するという方向で対処してまいっているところでありませう。

さらに緩和すべき規制の有無につきましては、関係者の方々の意見も広く伺いな
がら検討してまいることとしておりますが、先程申しましたような構造の中でダンス教授所、
いわゆるダンススクールが位置づけられておりますので、これを全く風適法の対象外と
いうところに出してしまいますと、本来持っている危険性、例えばその経営主体に風適
法上では風俗営業の経営は許されない人間が経営をすとかいうことについて野放し
になります。

ご指摘ではありますが、今申し上げましたように、ダンス教授所につきまして、さらに
緩和すべき要件については検討してまいりますが、風適法の枠外に出すという点につ
いては今のところ考えておらないので、ご理解を賜りたいと思います。

○ 田中委員 理解できません。

考え方が昭和20年か30年代の考え方を未だしているのではないですか。

ダンススクールの今の姿を、そのような見方しかできない警察庁の対応ではあっても
らいたくないのです。しっかりと判断した中で、どういう対応が前向きにできるのか、警

察庁がこれから国民に信頼され、しっかりと現状に対応していく警察庁の姿が造られるかどうかの大事なところだと思っています。

同時にお聞きします。

これから風適法を改正していく必要がある、そういう営業内容というのはどういふものかと思っていっぱいますか。

○ 泉政府委員 風適法につきましては、ある特定の営業を風適法の規制を外すということについては、そのような業種は今のところ警察としては考えておりません。

それから、先ほどのご答弁を補足させていただきますと、私どもは、ダンス自体、特にダンス教授所で現に行われている状況が風適法上非常に問題のある有害な状況を醸している^{かもし}と申し上げているのではありません。

これを風適法の外に出しますと、例えば暴力団関係者による経営が行われるとか、一定の規制のないままのダンス教授所が蔓延^{まんえん}するとかいう事態が想定できます。

現行の規定の中で今までどおりの健全なダンス教授が行われるということが望ましいというふうに判断しておるところでございます。

○ 田中委員 風適法は、やはり随時見直していく必要があると私は思います。新しい営業が行われているものがたくさん出てきています。今のところ考えていないというお考えは改めた方がよろしいかと思えます。

それと、このダンススクールのことで、財団法人日本ボールルームダンス連盟 といって、皆さんが集まって活動しているところがあります。この認定、登録教室は、つまりダンススポーツなのです。スポーツとしてダンスをとらえているのかどうかです。

スポーツとしてとらえるダンスはダンススクールということで、ダンススポーツに対しては風適法から除外するという考え方もあります。ダンスホールとして従来の活動を行って行きたいというものは、風適法の中にとどめておけばいいのではないですか。

なぜならば、18歳未満が夜10時までダンススクールに入ることができるという例外の規定をつくっていること自体がそのことを意味しているのではないのでしょうか。

ダンスというものを世界中が今スポーツとして認めようとしている時に、風適法の対象から除外するというのを積極的に考えていく警察庁の姿勢をぜひとも持って頂きたいと思えます。

公安委員長、いかがでしょうか。

○ 白川国务大臣 一般的に、法律は社会情勢に適應してその都度見直していかねければならぬわけでございますが、第一儀的には、立法府の問題として どうぞお考えいただきたいと思えます。

警察は、国会で決められた法令を厳正に執行していくのが、本来の職務でございます。どうぞ、立法府の議員である、貴重な意見でございますのでどんどん進めていっていただき、各党各会派で早急にご意見をまとめていただければ、警察庁としてはその時、また自分たちの意見を述べさせていただきますが、国会で決ったものに日本国の

警察はとやかく言うべき筋合いにありません。

○田中委員 そのご意見ならば大いに理解できます。

立法府が頑張っていかなければならない、そんな気持ちを改めて持って…。

しかし、現状を多くの皆さん方に知って頂くためにも最後に一点、このダンスに関して言うならば、車椅子のダンスですが、ウィールチェアダンスは既にパラリンピックの正式種目になりまして、取り入れられることで決定しています。

ダンスというものをスポーツとして見なしていく、そういう認識も警察庁にお持ち頂きたいと思います。
(以上、議事録より)

この様に、泉警察庁生活安全局局長の意見は、恐らく担当の生活環境課の考えであらうが、このまま現在の風適法の下に置いておくことを意識しての発言と取れた。

しかし、国家公安委員長でもある白川自治大臣からは…

「法律は社会情勢に適応してその都度見直していかなければなりません」

「立法府の議員である貴重な意見でございますので、どんどん進めていって頂き、各党各会派で早急にご意見を纏めて戴きたいと思ひます」

「国会で決ったものに日本国の警察はとやかく言うべき筋合いにありません」

との答弁を引き出した。

この事は、後に我々にとって大きな力を与えてくれる。

12月11日、警察庁にて、ダンス業界の五団体の代表者から、ダンス教授所を「風適法から除外する法案改正について」の事情聴取の会合が持たれた。

しかし、業界から事情を聞くと名ばかりの一方的で高圧的なものであった。

「業界が自主規制をするのであれば、風適法から除外しても構わない」と言明していたのだが、実際はこれまで通り、警察庁の許認可の下に置くことを業界に押し付ける為の会合となってしまった。

懇談会の席上、「我々業界が一致して自主規制するので風適法からの適用を除外して戴きたい」と述べたのに対し、進行役を務めた後藤理事官は…、

「ダンス界は分裂をしているから自主規制は出来る筈がない」

と一方的に決め付けたのである。

この時点までの警察庁の対応は、昭和57年当時の三島警視正がとった態度と全く同じで、有無を言わさないと強行姿勢が伺われた。

後藤啓二警視正は後に、ボールルームダンスの専門誌[月刊ダンスビュー]の誌上対談で…、

「具体的な基準なりを検討しているわけですが、その前提として、ダンス界全体の意見の一本化が必要ではないかと考えているわけです」

「ダンス界から多くの要望・陳情が寄せられています、その中に現行の規制存続を求めている方が少なくない、その方々の意見では、風適法は悪質な営業者の参入を阻止していること、営業地域、営業時間、騒音規制があるために国民の信頼を得ているとの声があることです」

「法改正に反対されている営業者の方々の危惧や今回の要望経過に対する不信感が消えて、ダンス界全体の意見が纏まることが前提であろうかと思いますが、前向きに検討していきたいと思っています」と発言している。(月刊ダンス・ビュー誌より)

しかし、その時の会合では我々が…

「競技会では分裂しているかもしれないが、風適法の改正に関しては業界全体が同じ意見である」

「我々が用意してきた自主規制案を検討して欲しい」

との声には一切耳も傾けず…

[全ダ連を存続させて公安委員会が監督する]

との意向を伝えるのみ、我々の積年の思いを些かも斟酌しようとしな

我々が用意していた[自主規制案]は、全ダ連、連盟と、その他全国の都道府県の二分の一以上の支局を持ちダンス教授所及び教師を統括する全国的な組織(AJDT/DSC)の三者が協議・協調して、一定の自主規制を行う、としていた。

その内容は、フロア面積、照度、騒音・振動、営業時間や居住用マンション等の集合住宅内の営業禁止、飲食の提供の禁止等、及びその実効性の確保などであった。

監督官庁が、前述の様に頑なまでの姿勢を崩そうとしないのであれば、これはもう政治家にお願いするしかない、と私は思った。

田中代議士と話し合い、ダンススポーツ推進議員連盟(以下[ダンス議連]と略す)を設立するべく各会派の先生方と話し合いをして戴くことになった。

風適法改正に向けての動きが業界内に洩れ伝わって行くにつれて、各地から色々な情報が入ってくる様になってきた。例えば、各地のダンス協会を応援して下さる議員の先生方の名簿や、改正以後の全ダ連の横暴についての報告などである。

翌、平成9年の2月1日、連盟の選手である泉久保君が目白で、小学校の直ぐ隣りにスクールをオープンさせた。方法は異なるが、私に次いで、警察庁の風適法に反旗を翻しての開設であった。

所轄の目白警察署も、様子を見守る形で事情聴取などの対応はしてこない。

ダンス業界の中でも徐々に「風適法から除外すべき」との声が湧き上がってきた。

2月7日、嶋村宣伸会長(自民党)、小沢辰男顧問(新進党)、田中 甲事務局長

(民主党)を役員とするダンス議連が、ついにスタートした。

平成3～4年頃までは「ダンス政治連盟」(一時は70名近い国会議員が在籍していた)があり「全ダ連」も法改正の運動をしていたが、現在は「風適法」に安住して、当初の活動など今は「何処吹く風」であった。

発足当時は44名だったダンス議連も、10月には74名、最終的には80名を超える議員の先生方に参集して戴くことが出来た。

第1回ダンス議連総会の後、田中代議士から電話で…、

「現在の法律があるのだから、不本意だろうが「風適法の認可」を取得して欲しい」と言われた。

また、嶋村会長からも、同様に要請された。

「いかに悪法であっても、現行の法律であり、法律を作る立場からも、先ずは風適法による申請書を提出して頂きたい。必ず、風適法を改正するから…」

私としては警視庁で啖呵を切ってきたことでもあり、風適法の許可を取得することは正直言ってしたくなかったが、改正へ一筋の光明が見えた事により決心した。

(万一、不成功の場合は、再度返上して一からやり直せば良い) と思った。

3月28日、自分で申請書を作成して中央警察署に持参した。

「申請書を持参いたしました」

以前にも会ったことのある無愛想な若い刑事は、手にとって何枚かをめくって見た。

「こんなのじゃあ、受理できません。表紙も無いし、教室の図面も、青図でなければ駄目だね」、と言って、他に何が必要であるかも教えてくれずに、付き返された。そして、「行政書士に作成させる様にしなさい」との指示をうけた。

「それでは、行政書士を紹介して頂けませんか」

「業者を紹介することは出来ないが、都の行政書士会に電話してみなさい」と言って、その電話番号を書いてくれた。

スクールに戻って電話をしてみると、

「中央区ですね、中央区は林さんの所だけですね」といって電話番号と住所を教えてください。(一軒しかないのなら警察署で教えてくれてもいいじゃないか)と文句を言いながら、林行政書士事務所に電話をして申請書の作成を依頼した。

昭和40年当時は自分で作成した申請書でも受理されたのに、現在は40万円に近い費用をかけて申請しないと受理されないことが分かった。

運転免許証の書き換えだって、最近では代書屋に頼まないで自分で書く人が多くなったと言うのに、まるで逆行ではないか!

後日、用意してくれた書類を持って、警察署に行政書士と共に持参すると、担当者

は、中身も確認しないで受理したのである。風適法を除外することに警察が抵抗する体質がよく分かった。

担当者と親しげな態度を見ていると、行政書士が警察官の天下り先になっているのではないか、との疑惑さえ起きてくる。

当時、週刊誌などで話題になっていた[行政改革]、[省庁からの天下り問題]の典型的な小型版を、私も身近に体験できたのを可とすべきなのであろうか。

ちなみに、風適法の申請書類のリストを記しておく。

1. 許可申請書 その1.
2. 同 その2.
3. 住民票 (管理者)
4. 略歴 (管理者)
5. 会社謄本
6. 誓約書 (管理者)
7. 賃貸契約書
8. 教室内の平面図
9. 所在地を中心とした半径が、20. 50. 100Mの図面
10. 稼動する全ての教師の資格登録証
11. 同 右 誓約書
12. ダンス教授所認定申請書 その1
13. 同 右 その2
14. ダンス教師資格者登録証
15. 同 誓約書
16. カリキュラム承認証
17. 同 承認申請書
18. 教習用カリキュラム
19. 経営者 誓約書
20. 教授所規定
21. 身分証明書 (禁治産者、準禁治産者、破産者)
22. 診断書 (精神障害、アルコール、麻薬、あへん、覚せい剤)
23. 委任状 申請の為の提出と受理

以上、全て正副2通ずつを用意しなければならない。

ダンス教授所は、警察庁の管轄下にあるというだけで、これだけの労力と費用を支払わねばならないのである。

ましてや[破産者]でないとの証明書や [アルコールや麻薬、アヘン、覚せい剤を常用していない]、との医師の証明書を提出する等は、教授所の申請に必要であろうか。
実際に医者に行ったところ、診察もしないで証明書を書いてくれた。
私は心から怒りがこみ上げてきた。